

令和 5 年 3 月 6 日

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 5 年 3 月 会 議
議 案

附 議 議 案

議 案 番 号	件 名
同 意 第 6 号	副町長の選任について
議案第 5 7 号	個人情報保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備について
議案第 5 8 号	洞爺湖町職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
議案第 5 9 号	洞爺湖町国民健康保険条例の一部改正について
議案第 6 0 号	洞爺湖町洞爺水辺の里財田キャンプ場条例の一部改正について
議案第 6 1 号	洞爺湖町火葬場条例の廃止について
議案第 6 2 号	令和 4 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 9 号）
議案第 6 3 号	令和 4 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 6 4 号	令和 4 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
議案第 6 5 号	令和 4 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 6 6 号	令和 4 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 6 7 号	令和 4 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）
議案第 6 8 号	令和 4 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第 5 号）
議案第 6 9 号	令和 5 年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算
議案第 7 0 号	令和 5 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算
議案第 7 1 号	令和 5 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算

議案第 7 2 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 7 3 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算

議案第 7 4 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計予算

議案第 7 5 号 令和 5 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算

同意第 6 号

副町長の選任について

洞爺湖町副町長に下記の者を選任したいから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町栄町 8 2 番地 6

氏 名 八 反 田 稔

昭和 34 年 7 月 5 日生

令和 5 年 3 月 6 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

議案第 57 号

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備について

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 6 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(洞爺湖町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第 1 条 洞爺湖町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同条第 4 号中「、個人情報保護条例第 2 条第 3 号」を削り、「実施機関をいう」を「実施機関並びに個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう」に改め、同号を同条第 3 号とする。

第 3 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項に規定する審査請求に関すること。

第 3 条第 1 項第 4 号中「情報公開条例、個人情報保護条例」を「法、情報公開条例」に改める。

(洞爺湖町手数料条例の一部改正)

第 2 条 洞爺湖町手数料条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 33 項を第 34 項とし、第 32 項を第 33 項とし、第 31 項を第 32 項とし、第 30 項の次に次の 1 項を加える。

31 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第89条第2項に規定する開示請求の複写の交付に係る手数料		
(1) 日本工業規格によるA版及びB版（モノクロ）の交付手数料	片面1枚につき	10円
(2) 日本工業規格によるA版及びB版（カラー）の交付手数料	片面1枚につき	20円

（洞爺湖町特定個人情報保護条例の一部改正）

第3条 洞爺湖町特定個人情報保護条例（平成27年洞爺湖町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 実施機関 町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。

第39条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

（洞爺湖町個人情報保護条例の廃止）

第4条 洞爺湖町個人情報保護条例（平成18年洞爺湖町条例第14号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に廃止前の洞爺湖町個人情報保護条例（平成18年洞爺湖町条例第14号。以下「旧条例」という。）の規定により行われた開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る手続は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした違反行為については、旧条例第43条から第46条までの規定は、なおその効力を有する。

議案第 58 号

洞爺湖町職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

洞爺湖町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 6 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(洞爺湖町職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 1 条 洞爺湖町職員の定年等に関する条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 定年制度（第 2 条—第 5 条）

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制（第 6 条—第 11 条）

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制（第 12 条・第 13 条）

第 5 章 雑則（第 14 条）

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「昭和 25 年法律第 261 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 28 条の 3」を「第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 22 条の 5 第 1 項、第 28 条の 2、第 28 条の 5、第 28 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 28 条の 7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 定年制度

第 3 条中「60 年」を「65 年」に改める。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第 9 条の規定により異動期間（同条第 1 項に規定する異動期間をいう。

以下この項及び次項において同じ。)(同条の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 洞爺湖町職員の給与に関する条例(平成18年洞爺湖町条例第36号)第11条第1項に規定する職

(2) 洞爺湖町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年洞爺湖町条例第17号)第10条第1項に規定する職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、

第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（町が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

（委任）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（定年に関する経過措置）

- 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第10項を次のように改め、同条第11項を削る。

- 10 地方公務員法第22条の4第1項及び第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項又は第

4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第 1 5 条第 2 項第 2 号及び第 1 8 条第 5 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 2 1 条第 6 項、第 2 4 条第 2 項及び第 2 5 条第 2 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の 5 項を加える。

（特定日以後の職員の給料月額の特例）

3 9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が 6 0 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則第 4 1 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級並びに受ける号給に応じた額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額（当該額に、5 0 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数を生じたときはこれを 1 0 0 円に切り上げるものとする。）とする。

4 0 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 定年条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員（定年条例第 2 条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(3) 定年条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する異動期間（同条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第 6 条に規定する職を占める職員

4 1 法第 2 8 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 3 9 項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額（当該額に、5 0 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数を生じたときはこれを 1 0 0 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（町長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第 3 9 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

4 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額と

の合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

43 附則第39項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

別表第1中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員の職員」に改め、再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	

(洞爺湖町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 洞爺湖町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第16条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条、第12条及び第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第26号）

の一部を次のように改正する。

第2条第3号を第4号とし、同条第2号中「第21号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条第2号中「洞爺湖町職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条の表第15条第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（洞爺湖町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第6条 洞爺湖町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成20年洞爺湖町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「第21号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、「され、又は同条例第5条の規定により引き続き勤務した後退職した者を採用すること」とを削り、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年条例第9条の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（洞爺湖町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第7条 洞爺湖町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第168号）の一部を次のように改正する。

第3条「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第8条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第22号）

の一部を次のように改正する。

第3条中「以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年洞爺湖町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項、第22条の5第1項」に改める。

(洞爺湖町定年退職者等の再任用に関する条例の廃止)

第10条 洞爺湖町定年退職者等の再任用に関する条例（平成25年洞爺湖町条例第2号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の洞爺湖町職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の洞爺湖町職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11

年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。) から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下この項において同じ。) が基準日の前日における新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条に規定する定年である職に限る。) 及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。) 附則第3条第5項若しくは前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下「特定年齢到達年度の末日」という。) までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。) (施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。) に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に洞爺湖町職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定又は令和3年改正法附則第3条第5項若しくは前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。) であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。) であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。) 又は暫定再任用(この項若し

くは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年（新定年条例第3条第1項に規定する定年をいう。次条第2項及び附則第9条において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に洞爺湖町職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第9条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新定年条例第10条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、町が加入する地方公共団体の組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の地方公共団体の組合をいう。以下同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、町が加入する地方公共団体の組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例第3条に規定する定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に

採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、町が加入する地方公共団体の組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、町が加入する地方公共団体の組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定

年条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年（短時間勤務の職にあつては、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例第3条第1項に規定する定年。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあ

っては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

第 11 条 令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢は、年齢 60 年とする。

（洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 12 条 第 2 条の規定による改正後の洞爺湖町職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第 39 項から第 42 項までの規定は、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は附則第 2 条第 1 項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 2 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される洞爺湖町職員の給与に関する条例第 4 条に規定する給料表（次項において「給料表」という。）の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額に、洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 7 条第 10 項、第 15 条、第 18 条第 3 項及び第 21 条第 6 項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 21 条第 6 項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第 24 条第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び洞爺湖町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 5 年洞爺湖町条例第 1 号）附則第 3 条第 4 項に規定する暫定再任用職員（次項において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 新給与条例第 12 条、第 13 条、第 14 条及び第 17 条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（洞爺湖町企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

第 13 条 第 3 条の規定による改正後の洞爺湖町企業職員の給与の種類及び基準を定

める条例第2条第3項に規定する扶養手当、住居手当及び寒冷地手当は、暫定再任用職員には適用しない。

(洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(委任)

第15条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

議案第 59 号

洞爺湖町国民健康保険条例の一部改正について

洞爺湖町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 6 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町国民健康保険条例の一部を改正する条例

洞爺湖町国民健康保険条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「40 万 8 千円」を「48 万 8 千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第 4 条第 1 項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第 6 0 号

洞爺湖町洞爺水辺の里財田キャンプ場条例の一部改正について

洞爺湖町洞爺水辺の里財田キャンプ場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 6 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町洞爺水辺の里財田キャンプ場条例の一部を改正する条例

洞爺湖町洞爺水辺の里財田キャンプ場条例（平成 2 0 年洞爺湖町条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 項第 1 号の表中「5 0 0 円」を「6 0 0 円」に、「1, 0 0 0 円」を「1, 2 0 0 円」に、「2 0 0 円」を「3 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 1 号

洞爺湖町火葬場条例の廃止について

洞爺湖町火葬場条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 6 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町火葬場条例を廃止する条例

洞爺湖町火葬場条例（平成 1 8 年洞爺湖町条例第 1 2 0 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 2 号

令和 4 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 9 号）

令和 4 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 3, 2 3 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 0 6 0, 8 3 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 3 月 6 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 町 税		1,077,080	62,000	1,139,080
	2. 固 定 資 産 税	543,970	20,000	563,970
	4. 町 た ば こ 税	65,000	16,000	81,000
	5. 入 湯 税	92,800	26,000	118,800
11. 地 方 交 付 税		3,563,512	77,863	3,641,375
	1. 地 方 交 付 税	3,563,512	77,863	3,641,375
13. 分 担 金 及 び 負 担 金		78,020	△ 9,052	68,968
	1. 分 担 金	33,750	△ 6,252	27,498
	2. 負 担 金	44,270	△ 2,800	41,470
15. 国 庫 支 出 金		899,066	△ 12,488	886,578
	1. 国 庫 負 担 金	291,269	8,552	299,821
	2. 国 庫 補 助 金	597,185	△ 20,592	576,593
	3. 委 託 金	10,612	△ 448	10,164
16. 道 支 出 金		413,281	△ 7,949	405,332
	1. 道 負 担 金	204,494	4,964	209,458
	2. 道 補 助 金	192,647	△ 12,913	179,734
17. 財 産 収 入		24,823	2,187	27,010
	1. 財 産 運 用 収 入	18,711	2,187	20,898
18. 寄 附 金		222,050	7,500	229,550
	1. 寄 附 金	222,050	7,500	229,550
19. 繰 入 金		258,204	△ 11,080	247,124
	1. 繰 入 金	258,204	△ 11,080	247,124
21. 諸 収 入		69,459	△ 350	69,109
	5. 雑 入	45,024	△ 350	44,674

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		56,916	△ 290	56,626
	1. 議 会 費	56,916	△ 290	56,626
2. 総 務 費		654,008	86,165	740,173
	1. 総 務 管 理 費	606,592	87,076	693,668
	3. 戸籍住民基本台帳費	17,780	△ 463	17,317
	4. 選 挙 費	16,475	△ 448	16,027
3. 民 生 費		1,553,275	△ 10,659	1,542,616
	1. 社 会 福 祉 費	1,027,751	5,852	1,033,603
	3. 医 療 助 成 費	215,642	△ 12,200	203,442
	4. 児 童 福 祉 費	173,868	△ 3,615	170,253
	5. 保 育 所 費	135,977	△ 696	135,281
4. 衛 生 費		704,549	△ 11,247	693,302
	1. 保 健 衛 生 費	171,291	△ 4,906	166,385
	2. 環 境 衛 生 費	21,054	△ 701	20,353
	4. 清 掃 費	509,488	△ 5,640	503,848
6. 農 林 水 産 業 費		202,297	10,516	212,813
	1. 農 業 費	155,475	8,072	163,547
	2. 林 業 費	12,298	△ 1,306	10,992
	3. 水 産 業 費	34,524	3,750	38,274
7. 商 工 費		386,144	△ 16,031	370,113
	1. 商 工 費	66,697	△ 10,106	56,591
	2. 観 光 費	319,447	△ 5,925	313,522

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土 木 費		1,064,607	55,851	1,120,458
	2. 道 路 橋 梁 費	405,221	82,114	487,335
	4. 公 園 及 び 緑 化 費	29,580	229	29,809
	5. 都 市 計 画 費	373,572	△ 18,000	355,572
	6. 住 宅 ・ 建 築 費	216,583	△ 8,492	208,091
9. 消 防 費		343,387	△ 18,522	324,865
	1. 消 防 費	343,387	△ 18,522	324,865
10. 教 育 費		424,349	△ 4,990	419,359
	1. 教 育 総 務 費	121,467	△ 5,397	116,070
	2. 小 学 校 費	66,186	△ 580	65,606
	3. 中 学 校 費	71,380	4,634	76,014
	4. 社 会 教 育 費	99,965	△ 3,149	96,816
	5. 保 健 体 育 費	65,351	△ 498	64,853
11. 公 債 費		982,139	△ 4,247	977,892
	1. 公 債 費	982,139	△ 4,247	977,892
13. 予 備 費		61,854	2,973	64,827
	1. 予 備 費	61,854	2,973	64,827
14. 新型コロナウイルス感 染 症 対 策 費		388,801	△ 16,288	372,513
	1. 新型コロナウイルス感 染 症 対 策 費	388,801	△ 16,288	372,513
歳 出 合 計		7,987,604	73,231	8,060,835

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
7 商工費	2 観光費	中島・湖の森博物館管理運営事業	30,700 千円
14 新型コロナウイルス感染症対策費	1 新型コロナウイルス感染症対策費	観光支援対策事業	21,500 千円

第3表 地方債補正

1. 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
トコタン川緊急浚渫推進事業	1,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。 ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

2. 変更

(単位：千円)

起債の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
役場本庁舎 長 寿 命 化 事 業	33,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利 率 見 直 し 方 式 で 借 入 れ る 資 金 に つ い て、利率 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は、当該見 直 し 後 の 利率)	政府資金又 はその他資 金とし、そ の融資条件 による。 ただし、町 財政の都合 により措置 期間及び償 還期限を短 縮し、もし くは繰上償 還又は低利 に借換える ことができる。	31,700	同左	同左	同左
道 営 土 地 改 良 事 業	9,500	同上	同上	同上	14,300	同上	同上	同上
財 田 自 然 観 察 道 整 備 事 業	2,700	同上	同上	同上	2,200	同上	同上	同上
中 島 園 地 整 備 事 業	23,600	同上	同上	同上	22,900	同上	同上	同上
住 宅 リ フ ォ ー ム 助 成 事 業	8,000	同上	同上	同上	7,700	同上	同上	同上
橋梁長寿命 化 事 業	36,700	同上	同上	同上	34,900	同上	同上	同上
道路環境等 整 備 事 業	106,400	同上	同上	同上	91,100	同上	同上	同上
洞爺湖温泉 ほか街路灯 整 備 事 業	41,400	同上	同上	同上	33,900	同上	同上	同上

(単位：千円)

起債の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
公 営 住 宅 整 備 事 業	36,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利 率 見 直 し 方 式 で 借 入 れ る 資 金 に つ い て、利率 見 直 し を 行 っ た 後 に お い て は、当該見 直 し 後 の 利率)	政府資金又 はその他資 金とし、そ の融資条件 による。 ただし、町 財政の都合 により措置 期間及び償 還期限を短 縮し、もし くは繰上償 還又は低利 に借換える ことができる。	32,300	同左	同左	同左
公 営 住 宅 解 体 事 業	5,600	同上	同上	同上	2,900	同上	同上	同上
救 急 車 更 新 事 業	36,000	同上	同上	同上	29,400	同上	同上	同上

議案第 6 3 号

令和 4 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 6, 0 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 2 4 7, 3 3 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 3 月 6 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

議案第 6 4 号

令和 4 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）

令和 4 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算(第 5 号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7, 2 3 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 7 4, 0 1 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 3 月 6 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 使用料及び手数料		146,085	11,800	157,885
	1. 使用料	145,927	11,800	157,727
3. 国庫支出金		59,598	△ 235	59,363
	1. 国庫補助金	59,598	△ 235	59,363
5. 繰入金		385,480	△ 18,000	367,480
	1. 繰入金	385,480	△ 18,000	367,480
8. 町債		72,800	△ 800	72,000
	1. 町債	72,800	△ 800	72,000
歳入合計		681,247	△ 7,235	674,012

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 公共下水道費	2 下水道建設費	虻田終末処理場外改築更新事業	77,000 千円

第3表 地方債補正

1. 変更
円)

(単位：千

起債の 目的	変 更 前				変 更 後			
	限度 額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
公共下水 道 事 業	72,800	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利率 見直しを 行った後 において は、当該見 直し後の 利率)	政府資金 又はその他 資金とし、 その融資条 件による。 ただし、 町財政の都 合により措 置期間及び 償還期限を 短縮し、も しくは繰上 償還又は低 利に借換え ることがで きる。	72,000	同左	同左	同左

議案第 6 5 号

令和 4 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 6, 2 0 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 2 1 6, 8 5 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 3 月 6 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 介 護 保 険 料		217,296	△ 7,055	210,241
	1. 介 護 保 険 料	217,296	△ 7,055	210,241
2. 国 庫 支 出 金		294,173	△ 2,091	292,082
	1. 国 庫 負 担 金	191,143	△ 10,087	181,056
	2. 国 庫 補 助 金	103,030	7,996	111,026
3. 道 支 出 金		178,453	△ 8,915	169,538
	1. 道 負 担 金	169,337	△ 8,405	160,932
	2. 道 補 助 金	9,116	△ 510	8,606
4. 支 払 基 金 交 付 金		311,635	△ 16,275	295,360
	1. 支 払 基 金 交 付 金	311,635	△ 16,275	295,360
6. 繰 入 金		204,879	△ 11,872	193,007
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	201,397	△ 8,390	193,007
	2. 基 金 繰 入 金	3,482	△ 3,482	0
歳 入 合 計		1,263,061	△ 46,208	1,216,853

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		30,170	△ 800	29,370
	1. 総務管理費	22,251	△ 300	21,951
	2. 介護認定審査会費	7,803	△ 500	7,303
2. 保険給付費		1,109,165	△ 56,900	1,052,265
	1. 介護サービス等諸費	994,781	△ 50,500	944,281
	2. 介護予防サービス等諸費	27,958	△ 4,000	23,958
	3. 高額介護サービス等費	28,679	1,700	30,379
	4. 高額医療合算介護サービス等費	3,626	△ 600	3,026
	5. 特定入所者介護サービス等費	53,414	△ 3,500	49,914
3. 地域支援事業費		60,255	△ 3,839	56,416
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	25,467	△ 3,379	22,088
	2. 包括的支援事業費	34,788	△ 460	34,328
6. 予備費		946	15,331	16,277
	1. 予備費	946	15,331	16,277
歳出合計		1,263,061	△ 46,208	1,216,853

議案第66号

令和4年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,984千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年3月6日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		192	144	336
	1. 負担金	192	144	336
2. 使用料及び手数料		40,107	513	40,620
	1. 使用料	40,052	400	40,452
	2. 手数料	55	113	168
5. 諸収入		36	59	95
	1. 雑入	36	59	95
6. 町債		55,700	△ 8,700	47,000
	1. 町債	55,700	△ 8,700	47,000
歳入合計		144,984	△ 7,984	137,000

(単位：千円)

-43-

第2表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
簡易水道 事業	47,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利率 見直しを 行った後 においては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金 又はその他 資金とし、 その融資条 件による。 ただし、町 財政の都合 により措置 期間及び償 還期限を短 縮し、もし くは繰上償 還又は低利 に借換える ことができる。	38,800	同左	同左	同左
公営企業 会計法適 用事業	8,300	同上	同上	同上	8,200	同上	同上	同上

議案第 67 号

令和 4 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）

令和 4 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 5 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7 7, 8 8 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 3 月 6 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

-47-

議案第68号

令和4年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第5号）

第1条 令和4年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

〈収 入〉		(単位：千円)	
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	259,100	1,400	260,500
第1項 営業収益	178,156	△3,600	174,556
第2項 営業外収益	80,943	5,000	85,943
第3項 特別利益	1	0	1

〈支 出〉		(単位：千円)	
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	259,100	1,400	260,500
第1項 営業費用	242,194	400	242,594
第2項 営業外費用	10,928	0	10,928
第3項 特別損失	1	0	1
第4項 予備費	5,977	1,000	6,977

令和5年3月6日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

議案第69号

令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算

令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,709,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

令和5年3月6日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 町 税		1,155,500
	1. 町 民 税	368,540
	2. 固 定 資 産 税	568,800
	3. 軽 自 動 車 税	23,160
	4. 町 た ば こ 税	75,000
	5. 入 湯 税	120,000
2. 地 方 譲 与 税		71,000
	1. 自 動 車 重 量 譲 与 税	50,000
	2. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	17,500
	3. 森 林 環 境 譲 与 税	3,500
3. 利 子 割 交 付 金		500
	1. 利 子 割 交 付 金	500
4. 配 当 割 交 付 金		2,000
	1. 配 当 割 交 付 金	2,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		3,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	3,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		10,000
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金	10,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		230,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	230,000
8. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		300
	1. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	300
9. 環 境 性 能 割 交 付 金		5,000
	1. 環 境 性 能 割 交 付 金	5,000

款	項	金 額
10. 地 方 特 例 交 付 金		3,000
	1. 地 方 特 例 交 付 金	3,000
11. 地 方 交 付 税		3,500,000
	1. 地 方 交 付 税	3,500,000
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,000
	1. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,000
13. 分 担 金 及 び 負 担 金		58,333
	1. 分 担 金	22,500
	2. 負 担 金	35,833
14. 使 用 料 及 び 手 数 料		209,876
	1. 使 用 料	178,467
	2. 手 数 料	31,409
15. 国 庫 支 出 金		408,156
	1. 国 庫 負 担 金	284,596
	2. 国 庫 補 助 金	121,112
	3. 委 託 金	2,448
16. 道 支 出 金		333,648
	1. 道 負 担 金	205,593
	2. 道 補 助 金	109,702
	3. 委 託 金	18,353
17. 財 産 収 入		22,548
	1. 財 産 運 用 収 入	18,546
	2. 財 産 売 払 収 入	4,002
18. 寄 附 金		238,750
	1. 寄 附 金	238,750

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議 会 費		59,047
	1. 議 会 費	59,047
2. 総 務 費		650,354
	1. 総 務 管 理 費	608,197
	2. 徴 税 費	7,818
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	16,689
	4. 選 挙 費	15,783
	5. 統 計 調 査 費	714
	6. 監 査 委 員 費	1,153
3. 民 生 費		1,604,497
	1. 社 会 福 祉 費	1,070,647
	2. 国 民 年 金 費	37
	3. 医 療 助 成 費	217,126
	4. 児 童 福 祉 費	165,936
	5. 保 育 所 費	150,751
4. 衛 生 費		1,109,189
	1. 保 健 衛 生 費	180,565
	2. 環 境 衛 生 費	42,577
	3. 畜 犬 対 策 費	221
	4. 清 掃 費	883,320
	5. 公 害 対 策 費	2,506
5. 労 働 費		3,200
	1. 労 働 費	3,200

款	項	金 額
6. 農 林 水 産 業 費		169,541
	1. 農 業 費	124,129
	2. 林 業 費	10,904
	3. 水 産 業 費	34,508
7. 商 工 費		292,758
	1. 商 工 費	69,253
	2. 観 光 費	223,505
8. 土 木 費		888,826
	1. 土 木 管 理 費	30,293
	2. 道 路 橋 梁 費	381,550
	3. 河 川 費	17,224
	4. 公 園 及 び 緑 化 費	29,796
	5. 都 市 計 画 費	369,493
	6. 住 宅 ・ 建 築 費	60,470
9. 消 防 費		324,616
	1. 消 防 費	324,616
10. 教 育 費		506,575
	1. 教 育 総 務 費	134,900
	2. 小 学 校 費	74,755
	3. 中 学 校 費	103,803
	4. 社 会 教 育 費	118,471
	5. 保 健 体 育 費	74,646
11. 公 債 費		952,962
	1. 公 債 費	952,962
12. 給 与 費		1,127,435
	1. 給 与 費	1,127,435

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
役 場 本 庁 舎 長 寿 命 化 事 業	46,100	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる資金につ いて、利率見直 しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	政府資金又はその他 資金とし、その融資条 件による。 ただし、町財政の都 合により措置期間及び 償還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は低 利に借換えることがで きる。
洞爺地区廃屋施設 解 体 事 業	10,100	同 上	同 上	同 上
通学等支援コミュニ タクシー運行事業	7,100	同 上	同 上	同 上
子ども医療助成 拡 大 事 業	12,800	同 上	同 上	同 上
西いぶり広域連合 新中間処理施設 建 設 事 業	617,500	同 上	同 上	同 上
道営土地改良事業	26,600	同 上	同 上	同 上
財田自然観察道 整 備 事 業	10,800	同 上	同 上	同 上
住宅リフォーム 助 成 事 業	10,000	同 上	同 上	同 上
道 路 環 境 等 整 備 事 業	73,600	同 上	同 上	同 上
洞爺湖温泉地区等 街路灯改修事業	42,300	同 上	同 上	同 上
橋梁長寿命化事業	17,300	同 上	同 上	同 上
雪寒機械整備事業	9,600	同 上	同 上	同 上
錦川ほか緊急浚渫 推 進 事 業	5,100	同 上	同 上	同 上

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
町営住宅長寿命化 改 修 事 業	8,900	同 上	同 上	同 上
通 信 指 令 台 更 新 事 業	1,900	同 上	同 上	同 上
社 会 教 育 施 設 長寿命化改修事業	27,500	同 上	同 上	同 上
高 校 生 通 学 費 助 成 事 業	9,100	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策債	50,000	同 上	同 上	同 上

議案第 70 号

令和 5 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算

令和 5 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 239, 556 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400, 000 千円と定める。

令和 5 年 3 月 6 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 国 民 健 康 保 険 税		176,432
	1. 国 民 健 康 保 険 税	176,432
2. 国 庫 支 出 金		45
	1. 国 庫 補 助 金	45
3. 道 支 出 金		890,072
	1. 道 負 担 金	890,072
4. 財 産 収 入		1
	1. 財 産 運 用 収 入	1
5. 繰 入 金		173,000
	1. 繰 入 金	173,000
6. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
7. 諸 収 入		5
	1. 延滞金、加算金及び過料	2
	2. 預 金 利 子	1
	3. 受 託 事 業 収 入	1
	4. 雑 入	1
歳 入 合 計		1,239,556

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		28,234
	1. 総 務 管 理 費	27,463
	2. 徴 収 費	439
	3. 運 営 協 議 会 費	238
	4. 特 別 対 策 事 業 費	94
2. 保 険 給 付 費		881,086
	1. 保 険 給 付 費	881,086
3. 国民健康保険事業費納付金		314,339
	1. 国民健康保険事業費納付金	314,339
4. 共 同 事 業 拠 出 金		1
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	1
5. 保 健 事 業 費		12,059
	1. 保 健 事 業 費	6,607
	2. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	5,452
6. 基 金 積 立 金		1
	1. 基 金 積 立 金	1
7. 公 債 費		100
	1. 公 債 費	100
8. 諸 支 出 金		304
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	304
9. 予 備 費		3,432
	1. 予 備 費	3,432
歳 出	合 計	1,239,556

議案第 7 1 号

令和 5 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算

令和 5 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 1 9 3, 8 3 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 3 月 6 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 介 護 保 険 料		214,351
	1. 介 護 保 険 料	214,351
2. 国 庫 支 出 金		292,264
	1. 国 庫 負 担 金	189,563
	2. 国 庫 補 助 金	102,701
3. 道 支 出 金		176,961
	1. 道 負 担 金	167,713
	2. 道 補 助 金	9,248
4. 支 払 基 金 交 付 金		302,913
	1. 支 払 基 金 交 付 金	302,913
5. 財 産 収 入		10
	1. 財 産 運 用 収 入	10
6. 繰 入 金		207,279
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	203,635
	2. 基 金 繰 入 金	3,644
7. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
8. 諸 収 入		56
	1. 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	2
	2. 預 金 利 子	1
	3. 雑 入	53
歳 入 合 計		1,193,835

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		33,794
	1. 総 務 管 理 費	21,708
	2. 介 護 認 定 審 査 会 費	7,719
	3. 運 営 協 議 会 費	231
	4. 計 画 策 定 委 員 会 費	4,136
2. 保 険 給 付 費		1,099,306
	1. 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	989,323
	2. 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	24,955
	3. 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	31,425
	4. 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	3,029
	5. 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	49,860
	6. そ の 他 諸 費	714
3. 地 域 支 援 事 業 費		59,738
	1. 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	22,604
	2. 包 括 的 支 援 事 業 費	37,134
4. 基 金 積 立 金		24
	1. 基 金 積 立 金	24
5. 諸 支 出 金		151
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	151
6. 予 備 費		822
	1. 予 備 費	822
歳 出 合 計		1,193,835

議案第 7 2 号

令和 5 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算

令和 5 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 8 1, 3 0 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 3 月 6 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算

入 歲

(単位：千円)

[illegible]

議案第73号

令和5年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 給水戸数 | 3,660戸 |
| (2) 年間総給水量 | 943,900m ³ |
| (3) 1日平均給水量 | 2,580m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| (ア) 配水管布設替工事 | 430m |
| (イ) 浄水場施設整備 | 一式 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収 入)

第1款	水道事業収益	296,360千円
第1項	営業収益	194,761千円
第2項	営業外収益	101,598千円
第3項	特別利益	1千円

(支 出)

第1款	水道事業費用	296,360千円
第1項	営業費用	277,623千円
第2項	営業外費用	10,492千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	8,244千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額80,268千円は、過年度分損益勘定留保資金69,339千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,929千円で補てんするものとする。)

(収 入)

第 1 款	資 本 的 収 入	1 2 0, 1 5 7 千円
第 1 項	企 業 債	1 0 0, 8 0 0 千円
第 2 項	国 庫 補 助 金	1 9, 3 5 7 千円

(支 出)

第 1 款	資 本 的 支 出	2 0 0, 4 2 5 千円
第 1 項	企 業 債 償 還 金	8 0, 2 0 5 千円
第 2 項	建 設 改 良 費	1 2 0, 2 2 0 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	100,800	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる資金につ いて、利率見直 しを行った後に おいては、当該 見直し後の利 率)	政府資金又はその 他資金とし、その融 資条件による。ただ し、町財政の都合に より据置期間及び償 還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は 低利に借換えること ができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用
- (2) 資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 18,218千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、37,000千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、11,663千円と定める。

令和5年3月6日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

議案第74号

令和5年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 給水戸数 | 760戸 |
| (2) 年間総給水量 | 218,300m ³ |
| (3) 1日平均給水量 | 590m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| (ア) 簡易水道施設整備 | 一式 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収入)

第1款	簡易水道事業収益	86,800千円
第1項	営業収益	44,303千円
第2項	営業外収益	42,496千円
第3項	特別利益	1千円

(支出)

第1款	簡易水道事業費用	86,800千円
第1項	営業費用	78,033千円
第2項	営業外費用	5,039千円
第3項	特別損失	1,218千円
第4項	予備費	2,510千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額20,081千円は、引継金6,339千円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,650千円、当年度損益勘定留保資金12,092千円で補てんするものとする。)

(収 入)

第 1 款	資 本 的 収 入	40,412千円
第 1 項	企 業 債	18,900千円
第 2 項	他 会 計 補 助 金	21,512千円

(支 出)

第 1 款	資 本 的 支 出	60,493千円
第 1 項	企 業 債 償 還 金	42,343千円
第 2 項	建 設 改 良 費	18,150千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払額の金額は、それぞれ4,071千円及び409千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	18,000	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる資金につ いて、利率見直 しを行った後に おいては、当該 見直し後の利 率)	政府資金又はその 他資金とし、その融 資条件による。ただ し、町財政の都合に より据置期間及び償 還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は 低利に借換えること ができる。
公営企業会計 法適用事業	900	同上	同上	同上

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 簡易水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用
- (2) 資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 12, 237千円

(他会計からの補助金)

第9条 簡易水道事業等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、45, 000千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2, 608千円と定める。

令和5年3月6日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

議案第75号

令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 接 続 戸 数 3, 5 7 2 戸
- (2) 年 間 処 理 水 量 1, 2 8 0, 2 1 8 m³
- (3) 1 日 平 均 処 理 量 3, 5 0 7 m³
- (4) 主要な建設改良事業
- (ア) 虻田下水終末処理場外改築更新工事 一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収 入)

第 1 款	下水道事業収益	588, 039千円
第 1 項	営 業 収 益	181, 773千円
第 2 項	営 業 外 収 益	406, 265千円
第 3 項	特 別 利 益	1千円

(支 出)

第 1 款	下水道事業費用	588, 039千円
第 1 項	営 業 費 用	550, 053千円
第 2 項	営 業 外 費 用	26, 804千円
第 3 項	特 別 損 失	7, 204千円
第 4 項	予 備 費	3, 978千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額99, 768千円は、引継金21, 135千円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額4, 937千円、当年度損益勘定留保資金73, 696千円で補てんするものとする。)

(収 入)

第 1 款	資 本 的 収 入	5 6 2, 4 0 4 千円
第 1 項	企 業 債	1 9 2, 7 0 0 千円
第 2 項	他 会 計 補 助 金	1 4 7, 5 0 2 千円
第 3 項	国 庫 補 助 金	2 2 2, 2 0 0 千円
第 4 項	負 担 金 等	2 千円

(支 出)

第 1 款	資 本 的 支 出	6 6 2, 1 7 2 千円
第 1 項	企 業 債 償 還 金	2 3 8, 1 7 2 千円
第 2 項	建 設 改 良 費	4 2 4, 0 0 0 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払額の金額は、それぞれ20,806千円及び4,408千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
終末処理場他機械電気設備更新事業	令和5年度から 令和5年度まで	401,400千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	191,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
公営企業会計 適用事業	1,200	同上	同上	同上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 下水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用
- (2) 資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 43,231千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、354,711千円である。

令和5年3月6日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明